

専ら異性を同伴する客の宿泊又は休憩に利用させることを
目的としない旅館等について（取扱基準）

昭和63年1月19日

厚木市まちづくり指導課

「厚木市ラブホテル建築規制条例」第2条第2号に規定する「専ら異性を同伴する客の宿泊又は休憩に利用させることを目的とする旅館等」に該当するか否かにおける取扱いについては、次の各号のいずれかに適合する施設は、これに該当しないものとして取扱うことができるものとする。

- (1) 国際観光ホテル整備法の基準に適合する施設と同程度以上の旅館等のうち、次に掲げるすべての要件を満たすもの
 - ア 客室の数は50室以上であること。
 - イ 主として時間単位で客室を提供する施設ではないこと。
- (2) 事業所等が設置する保養所等のうち、当該事業所等を経営する者が建築主となって専ら自己の従業員及びその家族の宿泊のために利用させる施設又は特定の事業所等から当該事業所の従業員及びその家族の宿泊のために利用させる施設として委託を受けた施設。
- (3) 観光資源の有効な利用上必要な旅館等のうち、次に掲げるすべての要件を満たすもの
 - ア 七沢、飯山地区内の施設であること。
 - イ 当該地区の特性を配慮し、調和ある発展を図ることができる施設であること。
 - ウ 市の観光開発計画に適合する施設であること。
- (4) いわゆる「民宿」として次に掲げるすべての要件を満たす旅館等
 - ア 観光地、行楽地等の行楽客を対象とした営業を行う施設。
 - イ 現に居住する自己の住居の一部を利用して営業を営む施設。
 - ウ 客室内に便所及び浴室を有しない施設。
- (5) いわゆる「商人宿」として次に掲げるすべての要件を満たす旅館等
 - ア 当該施設内に自己の居住する住居を有するものであること。
 - イ 主として客室は和室であり、客室内に便所及び浴室を有しない施設であること。
- (6) いわゆる「カプセルホテル」として次に掲げるすべての要件を満たす旅館等
 - ア 寝台貸しの営業形態をとる施設であること。
 - イ 寝台は主として階段式寝台であること。

附 則

この基準は、昭和 6 3 年 1 月 1 9 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 1 3 年 6 月 1 1 日から施行する。